

平成27年度 行政運営方針

愛知労働局

1、重点対策

愛知労働局では労働行政を総合的に推進するために、平成27年度においては「女性・若者・障害者・高齢者活躍推進」「安心して将来に希望をもつて働くことのできる環境整備」「地方自治体と一体となった雇用対策の推進」を重点に取り組み

こととしており、労働基準部では次の施策を重点対策として取り組むこととしています。

(1)長時間労働削減等に向けた取り組み

ア、過重労働防止対策
労使当事者が時間外労働協定（36協定）を適正に締結するよう関係法令の周知を徹底し、限度時間を超える時間外労働に係る割増賃金率を定めて

いないなどの不適正な時間外労働協定が届け出られた場合には、限度基準告示等に基づき指導を行います。

各種情報等から時間外労働時間が1か月当たり100時間を超えていると考えられる事業者や、過労死等に係る労災請求が行われた事業者に対して監督指導を実施し長時間労働の削減を図ります。この際、監督指導実施後も長時間労働等に関する情報が寄せられる事業者などは、改めて遵法状態の定着状況を確認し、特に過労死等が発生し労働時間や健康障害防止に関する法違反が認められた事業者や、遵法状態が定着しない悪質な事業者に対しては司法処分とし、送検した場合には企業名を公表します。

昨年施行された過労死等防止対策推進法については、過労死等防止対策の趣旨や啓発月間（11月）における国の取組内容等

を広く周知、啓発し、愛知県をはじめとした各自治体と協力・連携を図ります。また、今後定める予定とされている「過労死等の防止のための対策に関する大綱」に沿ってその効果的な推進を図ります。

イ、「働き方改革」に向けた取り組み

長時間労働を前提としたこれまでの職場慣行を変え、定時退社や年次有給休暇の取得促進等に取り組みよう、地域における雇用の質を重視した職場づくりを推進する上で気運の醸成を図ります。具体的には、愛知労働

局「働き方改革」推進本部として、労働局長をはじめとする幹部職員による管内の主要企業の経営トップ等に対する働きかけを計画的に実施し、各企業での「働き方改革」

を働きかけるとともに、働きかけを行った企業における取り組みの事例等について、他の企業の取り組みの参考となるよう、厚生労働省のポータルサイトへ掲載により情報発信を行います。また、「愛知『働き方改革』に向けた共同宣言」を広く周知し、愛知県下の各自治体や団体、企業等がこれに賛同することによる独自の宣言等を募集し、これらの情報を愛知労働局のホームページに掲載する等により、広く周知を図ります。さらに、「働き方改革」の一環として、

朝型勤務やフレックスタイム制の活用による「夏の生活スタイル変革」の浸透や、テレワークの積極的な導入等により、生産性が高く仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が取れた働き方の普及に向けた周知・啓発を行います。

年次有給休暇の取得率が低い、又は労働時間が長い等の実態がある業種に対しては、働き方・休み方改善コンサルタントを有効に活用しながら、「労働時間等見直しガイドライン」の周知・啓発を行います。併せて、「多様な正社員」制度の導入や見直しを検討する企業に対し、パンフレットを活用するなどにより就業規則の整備等の情報提供を行います。

(2)労働者の安全と健康の確保対策の推進

ア、効果的な労働災害防止対策の推進と再発防止対策の徹底
(ア)効果的な労働災害防



止対策の推進

第12次労働災害防止推進計画で定めた労働災害減少目標の達成に向けて、リスクアセスメント等の自主的取組を推進するほか、災害発生状況を踏まえた効果的な対策を講じます。

特に、個別の指導に当たっては、危険源と作業とのかわりを調査し、災害発生プロセスに沿って、次の対策手法の上位にあるものほど労働災害防止の効果が高いものであるとして対策を講じる。「論理的な安全管理」の考えのもとで、効果的な安全対策を指導するほか、本年度、愛知県で開催される全国産業安全衛生大会や各種集団指導の機会を活用し、この「論理的な安全管理」の必要性等について事業場への浸透を図ります。

等によって、危険源と人が近づく機会を無くす等危険源にかかわらない作業方法とする。

③危険源の影響範囲の外側に柵やガード等を設け、十分な離隔距離を保つ等危険状態の発生を防ぐ対策を取る。

④危険源の影響範囲の内側で作業する場合には、インターロック、光線式安全装置等によって危険事象の発生を防ぐ対策を取る。

⑤機械の速度等を落としたり、危険事象に気付いた際に回避しやすくする、警報を鳴らす等により、危険事象の発生に気付きやすくする等の回避を補助する対策を取る。

⑥安全帯やヘルメット等の保護具を着用する等危害を軽減する対策を取る。

(イ)再発防止対策の徹底
労働災害を発生させた事業場に対しては、災害調査、災害時監督、個別指導を行い、必要な措置を行うとともに「論理的

な安全管理」の考えのもと再発防止対策の徹底を図ります。また、法令違反等を原因とした重篤な労働災害（死亡災害や障害が残るような災害）を発生させた事業者に対しては、司法処分とするなど厳正に対処し、送検した場合には企業名を公表します。さらに、重大な労働災害を繰り返す企業に対しては、改正労働安全衛生法による特別安全衛生改善計画制度に基づいた指導を行います。

イ、化学物質による健康障害防止対策
全ての化学物質の取扱い事業者に対し、計画的に監督指導等を行い、労働安全衛生法令（特定化学物質障害予防規則、有機溶剤中毒予防規則等）や化学物質による健康障害防止指針（がん原性指針）の遵守徹底を図ります。

改正労働安全衛生法により平成28年6月までに化学物質のリスクアセス

メントの実施が事業者の義務とされたことから、集団指導等により改正内容を周知するとともに、関係機関が開催する研修会等をはじめあらゆる機会をとらえて、これらの周知を図ります。

また、SDS（化学物質等安全データシート）交付義務対象物質を中心に、既に努力義務であるリスクアセスメント及びその結果に基づく適切なばく露防止措置を促進するとともに、化学物質の使用・製造者等に対して、化学物質の譲渡・提供時における危険有害性情報の確実な伝達を指導します。

2、具体的対策

上記1の最重要に加え、労働基準部では次の対策に取り組めます。

(1)労働者の安全と健康の確保対策の推進

ア、重点対象業種等に対する労働災害防止対策
(ア)第三次産業

(イ)製造業
(ウ)建設業
(エ)陸上貨物運送事業

イ、労働災害を減少させるための業種横断的な安全確保の取組
(ア)クレーン、車両系建設機械災害防止対策

(イ)転倒災害防止対策
(ウ)交通労働災害防止対策
(エ)高齢労働者対策
(オ)非正規雇用労働者対策

ウ、健康確保対策
(ア)メンタルヘルス対策
(イ)職業性疾病防止対策
(ウ)受動喫煙防止対策

(2)労働条件の確保と改善に向けた監督権限の行使等
ア、国民からの信頼のもとに行う的確な監督指導の実施

イ、労働関係法令の周知に向けた取組
ウ、外国人技能実習生の労働条件確保
エ、障害者である労働者の労働条件確保
オ、解雇、賃金不払や

倒産事案等への的確な対応
力、自動車運転者の労働
条件確保

(3)適正な労働条件の整
備とよりよい勤務環境へ
の支援

ア、労働契約に関する
ルールの周知啓発

イ、特定分野における
勤務環境の改善に向けた
取組の推進

ウ、職場のパワーハラ
スメントの予防・解消

(4)最低賃金制度の適切
な運営等

ア、愛知地方最低賃金

審議会の円滑な運営
イ、最低賃金額の周知
及び遵守の徹底

ウ、最低賃金引上げに
向けた中小企業への支援

エ、家内労働対策の適
切な推進

(5)労災補償制度の適切

な運営等

ア、労災保険請求の早
期処理と長期未決事案の
発生防止

イ、職業性疾病に関す
る周知広報

(6)「労災かくし」の排

除

※詳細は愛知労働局ホ
ームページをご覧ください。
http://aichi-roundoukyoku.
site.mhlw.go.jp/

5月21日から31日まで「家内労働旬間」

家内労働旬間について

愛知労働局

現在、愛知県内には、
繊維工業を中心とした製
造業等の製造加工業務に、
9600人余りの家内労働
者が従事しています。
愛知県の家内労働者数は
全国最多で、減少傾向が
続いています。全国の
家内労働者数の約1割弱
を占めています。

家内労働を取り巻く環
境は厳しく、家内労働者
の高齢化、製品の需要減
少に伴う委託量の減少等
により、委託事業場の閉
鎖、委託の打ち切り、工賃
の下落等が憂慮されるこ
ろであります。

当局では、これまで家
内労働者の労働条件の向

上と生活の安定に資する
ため、種々の施策を講じ
てまいりましたが、家内
労働者の適正な労働条件
を確保することは、これ
までも増して重要な課
題となっております。

このため、当局では、
本年も5月21日から同月
31日までを「家内労働旬
間」として、各種の広報
活動等を通じて、委託状
況届の提出、家内労働手
帳の交付による委託条件
の明確化及び適正な工賃
の支払いの確保等の周知
徹底を図ることとしてお
ります。

また、高収入の仕事が
あるという広告に誘われ

て申し込んだところ、さ
まざまな名目で高い費用
を支払わされる一方、仕
事の内容や収入について
は約束と違っていたとい
うような、いわゆる「イ
ンチキ内職」による被害
にあうケースが少なくあ
りません。これらの被害
防止のための広報も併せ
て実施しているところで
す。

この旬間を契機に、家
内労働者の労働条件の向
上及び生活の安定が一層
促進されますよう関係者
の皆様のご理解とご協力
をお願い申し上げます。

ご相談を
お寄せください

会員事業場専用無料相談ダイヤル

「企業の労働110番」

企業の労働 なんでも110番

電話 052-961-7110

FAX 052-961-9635

メールアドレス roumu@meihokurouki.or.jp